

# 第1章 奈良県の廃棄物の現状

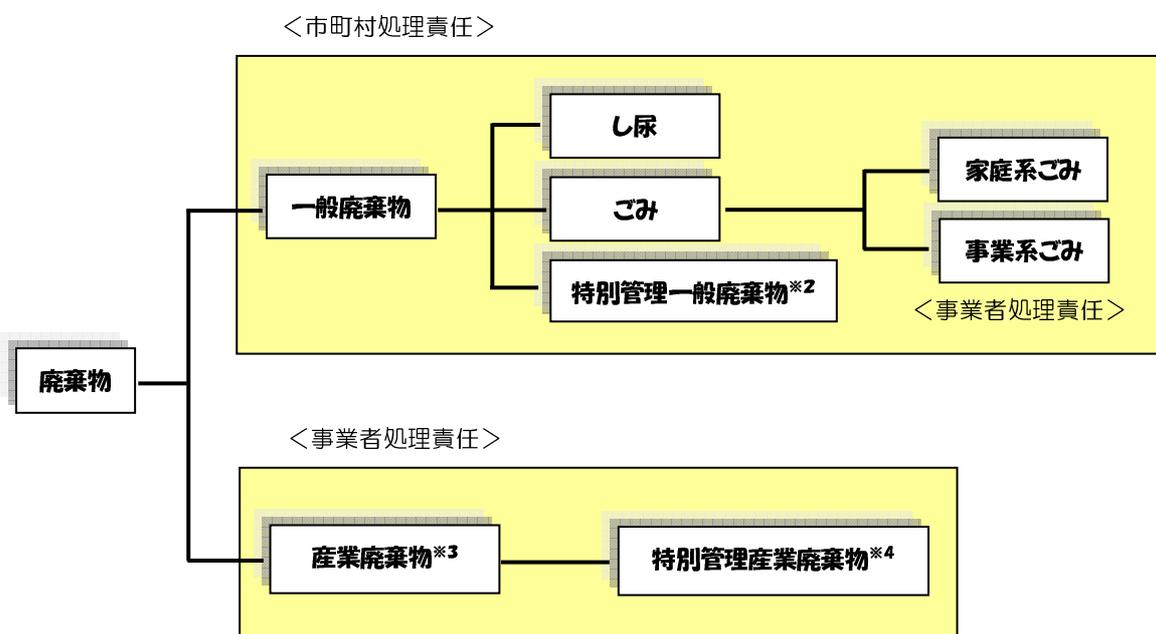
## 1. 廃棄物とは？

「廃棄物」とは、廃棄物処理法<sup>※1</sup>で、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいい、占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの」と定義されており、廃棄物に該当するかどうかは、「占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきもの」とされています。また、廃棄物の排出抑制・適正処理等については、廃棄物処理法や各種リサイクル法で規定されています。

### ■廃棄物の分類

廃棄物は、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2つに分けられます。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類をいい、それ以外のものが一般廃棄物とされています。事業者は、排出した廃棄物を事業者自らの責任において処理することとされています。また、一般廃棄物の処理は、原則として市町村が責任を持ちます。

また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある性状をもつ廃棄物は「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」として、特別な基準で処理されます。



(※1) 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(※2) 爆発性、毒性、感染性、引火性、腐食性等があるもの（PCB使用製品、ばいじん、感染性一般廃棄物等）

(※3) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋸さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、これらを処分するために処理されたもの

(※4) 爆発性、毒性、感染性等があるもの、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（PCB、石綿等）等

# 【コラム①：一般廃棄物？産業廃棄物？識別めやすシート】

※詳細は、廃棄物処理法で確認すること。

スタート

事業活動に伴う廃棄物(ごみ)であるか？

NO

YES

以下の分類に該当するか？

産業廃棄物の種類

■法律により定められているもの

- ① 燃え殻
- ② 汚泥
- ③ 廃油
- ④ 廃酸
- ⑤ 廃アルカリ
- ⑥ 廃プラスチック類

■政令により定められているもの

- ⑦ 紙くず※…建設業、紙加工製造業、印刷出版業等
- ⑧ 木くず※…建設業、木材・木製品・パルプ製造業等
- ⑨ 繊維くず※…建設業、繊維工業
- ⑩ 動植物性残さ※…食品、医薬品製造業等
- ⑪ 動物性固形不要物※…と畜場、食鳥処理場
- ⑫ ゴムくず(天然ゴムくずのみ)
- ⑬ 金属くず
- ⑭ ガラスくず及び陶磁器くず
- ⑮ 鋳さい
- ⑯ がれき類
- ⑰ 家畜ふん尿※…畜産農業
- ⑱ 家畜の死体※…畜産農業
- ⑲ ダスト類
- ⑳ ①～⑲までの産業廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート固形化物など)

※限定した業種から排出される廃棄物のみ

・PCB使用部品？  
 ・ごみ処理(集じん)施設からのばいじん？  
 ・ダイオキシン類特措法焼却炉の廃棄物でダイオキシン類含有量基準(3ng/g)超？  
 ・感染性廃棄物？

NO

YES

・燃えやすい廃油？  
 ・強酸(pH2.0以下)/強アルカリ(pH12.5以上)？  
 ・感染性廃棄物？  
 ・特定有害廃棄物(PCB、廃石棉等)？  
 ・指定有害廃棄物(硫酸ピッチ:pH2.0以下)？

NO

YES

NO

YES

一般廃棄物

特別管理一般廃棄物

産業廃棄物

特別管理産業廃棄物

## 2. 一般廃棄物の現状

### (1) ごみの量（排出量、再生利用量（リサイクル量）、最終処分量）

平成 16 年度における奈良県のごみ総排出量は、52.0 万トン（全国 5,038 万トン）であり、1 人 1 日当たりのごみ排出量は 983 グラム（全国 1,082 グラム）となっています。また、排出量、リサイクル率、最終処分量及び処理費の推移については、表 1 及び図 1-1～4 に示します。

表 1 ごみの量（奈良県 vs. 全国）

		奈良県	全国
排出量	総排出量（万 t/年）	52.0	5,038
	1 人 1 日当たりの排出量（g/人/日）	983	1,082
リサイクル	リサイクル量（万 t/年）	5.1	643
	集団回収量（万 t/年）	3.4	292
	リサイクル率（%）	15.2%	17.6%
最終処分	最終処分量（万 t/年）	8.0	809
	最終処分量（%）	15.4%	16.1%

（平成 16 年度実績）

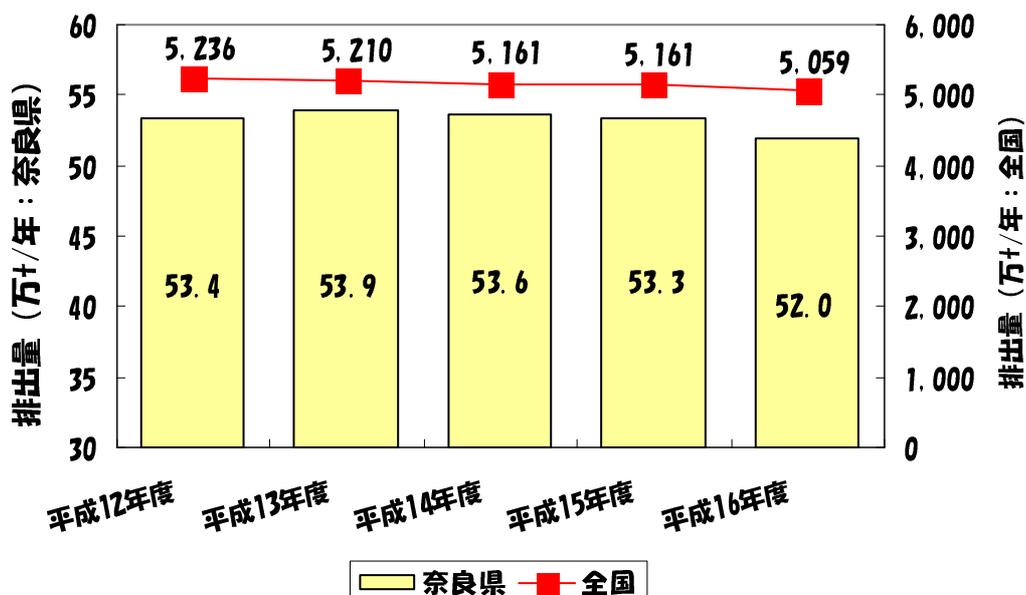


図 1-1 奈良県及び全国における排出量の推移（平成 12～16 年度）

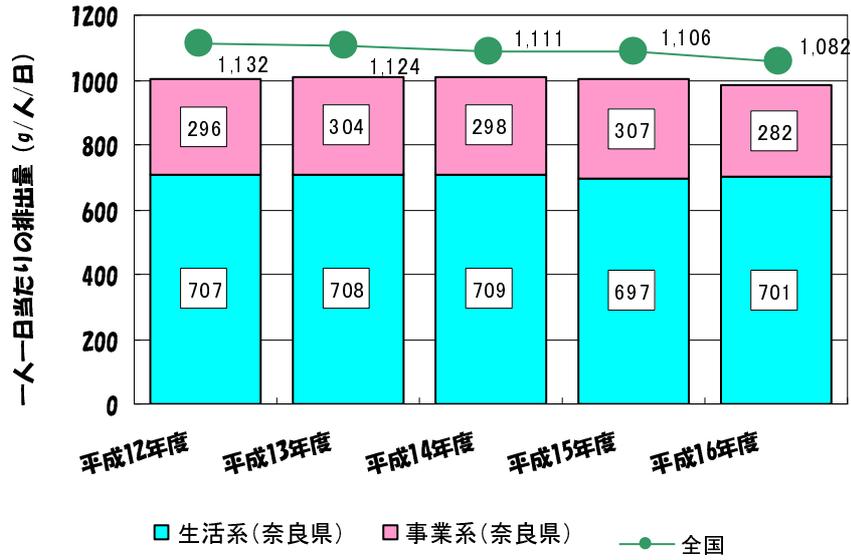


図 1-2 奈良県及び全国における排出量の推移 (平成 12~16 年度)

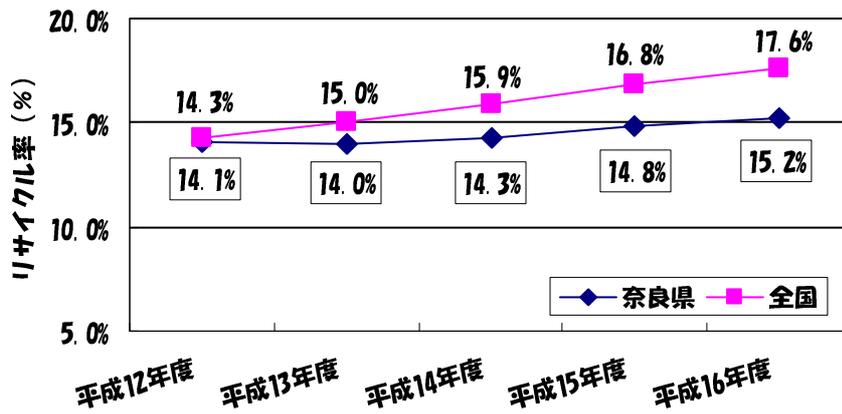


図 1-3 奈良県及び全国におけるリサイクル率の推移 (平成 12~16 年度)

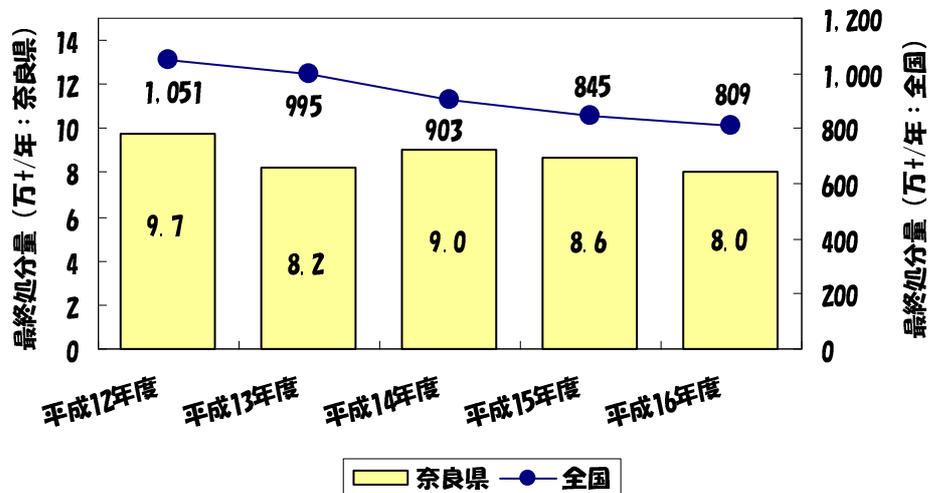


図 1-4 奈良県及び全国における最終処分量の推移 (平成 12~16 年度)

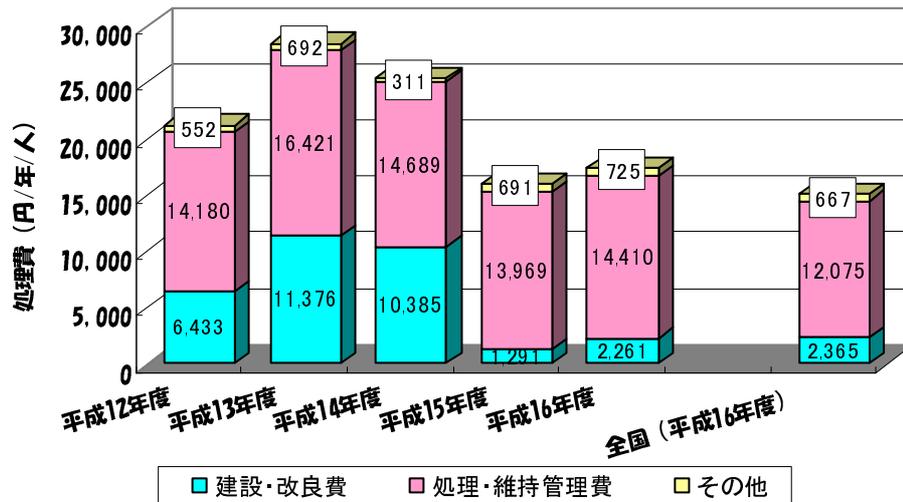


図 1-5 奈良県における 1 日 1 人当たりの処理費 (平成 12～16 年度：組合負担分を含む)

※「奈良県の一般廃棄物処理事業の概要」及び「日本の廃棄物処理 (環境省)」より

日本全国で、約 5,057 万トンの家庭系廃棄物 (一般廃棄物) が排出されており、その処理に処理施設の建設工事費及び維持管理費を合わせて年間約 1 兆 9,277 億円もの費用がかかっています。国民 1 人当たりになると、年間約 15,100 円となります。

また、奈良県では、約 52 万トンが排出され、その処理に年間約 252 億円の費用が使われています。県民 1 人当たりになると、年間約 17,400 円となります。(平成 16 年度実績)

(平成 16 年度「奈良県の一般廃棄物処理事業の概要」及び「日本の廃棄物処理 (環境省)」)

## (2) ごみの組成

平成 17 年度における奈良県のごみ組成について図 1-5 に示します。

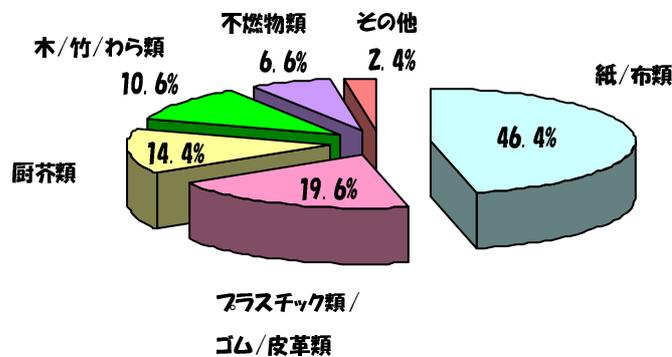
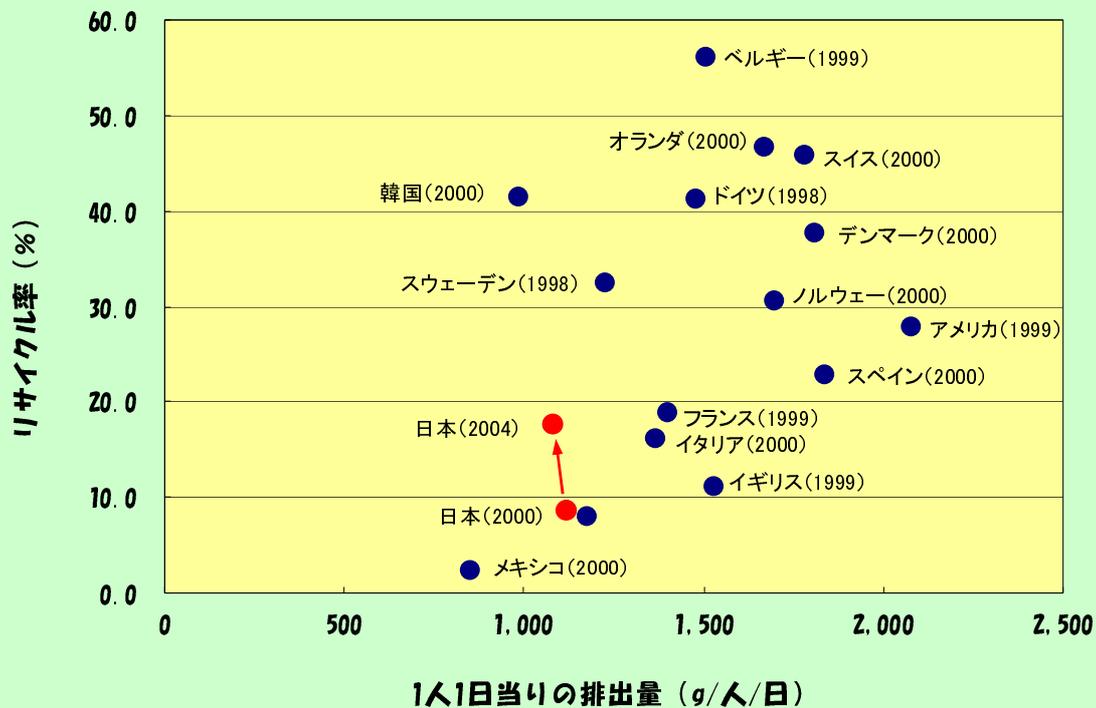


図 1-5 奈良県におけるごみの組成 (平成 17 年度)

※組成割合は、全市町村の加重平均による。

## 【コラム②：世界のごみ事情(1人1日当りの排出量 vs.リサイクル率)】

(OECD 環境データ 2002：市町村収集ごみ)



※ ( ) 内は、排出年を示す。

## 【コラム③：「MOTTAINAI」運動】

「MOTTAINAI」運動は、2004年に環境に対する取り組みで初めてノーベル平和賞を受賞したケニアの環境副大臣ワンガリ・マータイさんが、日本の美德の神髄といえる言葉「もったいない」を世界に通じる環境標準語にしようとしている運動です。

マータイさんは、77年、ノーベル平和賞受賞の理由となった植林活動「グリーンベルト運動」を創設し、これまでにケニア全土で約3,000万本の木を植えてきました。

マータイさんは、新聞社の招きで2005年2月に来日した際、「もったいない」という言葉を知り、「3R」の精神がこめられていることに深い感銘を受け、国連婦人の地位向上委員会で「MOTTAINAI」とプリントされたTシャツを掲げながら、「もったいない」をキーワードに「女性たちによる世界的『もったいない』キャンペーンを展開し、資源を効率的に利用しよう。」と訴えました。さらに、マータイさんは、「この言葉と精神が世界に広がれば、地球環境問題の改善に役立つだけでなく、限りある資源が有効に使われ、資源の分配が平等になる。そうすれば、資源をめぐる争いである戦争は起きない。」と主張しています。



マータイさんと「MOTTAINAI」Tシャツ  
(写真：毎日新聞社提供)

### 3. 産業廃棄物の現状

#### (1) 産業廃棄物の量（排出量、再生利用量、減量化量、最終処分量）

平成 13 年度における県内の産業廃棄物の総排出量は約 1,508 千トンで、うち 634 千トン（42%）が再生利用され、691 千トン（46%）が焼却や脱水等により減量され、最終的に 184 千トン（12%）が最終処分されています。図 1-6 に排出量/処理量の推移を示します。

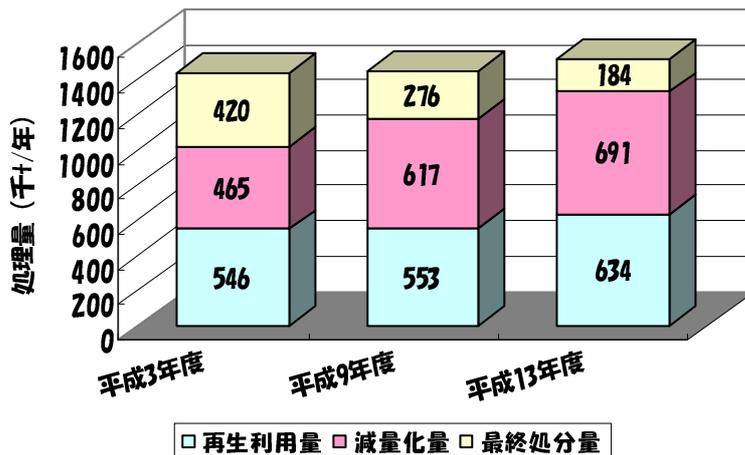


図 1-6 県内の産業廃棄物排出量等の推移（平成 3～13 年度）

#### (2) 業種別/種類別排出量

図 1-7 に産業廃棄物の業種別排出量を、図 1-8 に種類別排出量を示します。業種別では、電気・水道業からの排出量が最も多く、次いで建設業、農業となっています。また、種類別では、汚泥が最も多く、がれき類、家畜ふん尿となっています。

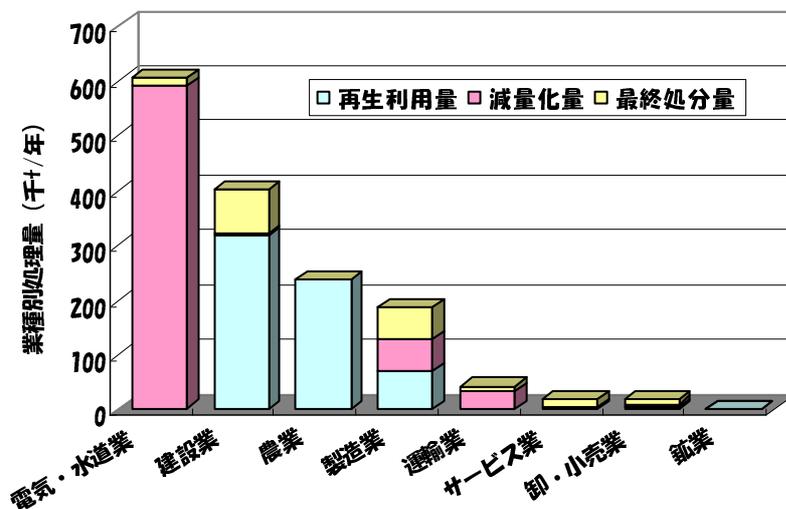


図 1-7 県内の産業廃棄物業種別排出量（平成 13 年度）

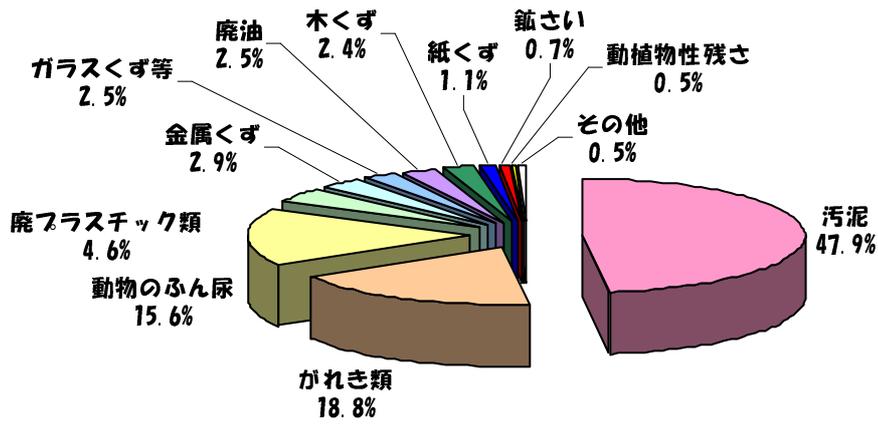


図 1-8 県内の産業廃棄物種類別排出量の割合（平成 13 年度）

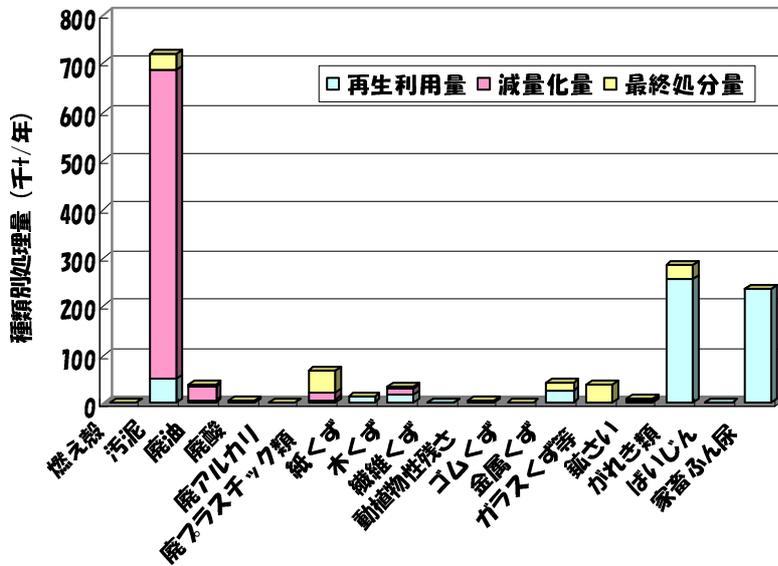


図 1-9 県内の産業廃棄物種類別処理状況（平成 13 年度）

※出典：奈良県廃棄物処理計画、奈良県の一般廃棄物処理事業の概要、日本の廃棄物処理（環境省）

## 【コラム④：硫酸ピッチの不法投棄問題(不正軽油問題)】

最近、「硫酸ピッチ」の不法投棄問題を新聞やテレビで目にします。「硫酸ピッチ」とは一体どのようなものなのでしょうか？

### ○「硫酸ピッチ」とは？

「硫酸ピッチ」とは、硫酸と廃油の混ざったタール状の強い酸性の物質で、人体に直接触れると皮膚がただれ、目に入ると失明の恐れもあります。さらに、発生する二酸化硫黄ガスを吸い込むと呼吸障害を発生させる危険性があります。また、石油成分の揮発により大気を汚染し、硫酸によるドラム缶の腐食が進むと、硫酸ピッチが漏れだし、土壌や河川等を汚染します。また、硫酸ピッチは、廃棄物処理法で指定有害廃棄物（pH2.0以下のもの。）とされ、規制が一層厳しくなっています。

### ○どのように「硫酸ピッチ」ができるのでしょうか？

現在、問題になっている硫酸ピッチは、不正な軽油の製造工程で発生したものです。

不正軽油の原料となる灯油やA重油には、軽油引取税の脱税防止の観点から、識別剤（クマリン）が添加されています。本来軽油には入っていないクマリンの有無を調べることで、不正軽油を迅速かつ簡単に発見できるようになっています。ところが、これを逃れようと不正軽油の製造過程の中でクマリンを除去するために硫酸が使用され、その際の副産物として硫酸ピッチが生成されます。もちろん、この硫酸ピッチを不法投棄したり、不適正に保管したりすることは、廃棄物処理法違反となります。

### ○なぜ、不正軽油が製造されるのでしょうか？

軽油には、1リットル当たり32円10銭の軽油引取税が課されています。しかし、軽油引取税が課されていない灯油やA重油等を原料にして製造された不正軽油は、“正常な軽油”と偽り販売され、軽油引取税を納めないことにより利益を得ています。これは悪質な「脱税行為」です。

